

令和2年度
保育所等整備事業者募集要領
【令和3年度整備，令和4年4月開所】

令和2年10月
仙台市

1 募集の趣旨

以下の内容で市内に保育所及び認定こども園（保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園に限る）を設置・運営いただける事業者からの提案を募集します。

2 募集内容等

(1) 募集する地域

今後も保育需要の増加が見込まれる地域や多方面からの流入が見込まれる地域を優先的に整備するため、原則として下記に示す地域（優先整備地域）における事業を受け付けます。

■優先整備地域 … 若林区及び太白区の以下に示す4地域（総定員240名）

区	優先整備地域（具体的な範囲については別添図面参照）
若林区	① 宮城野貨物線と国道4号線の間 の若林区で若林・大和小学区を除く地域（定員60名程度） ② 六郷地域 （定員60名程度）
太白区	③ 国道4号線バイパス・広瀬川・国道286号線・名取川に囲まれた地域 で鹿野・上野山小学校区を除いた地域（定員60名程度） ④ 名取川以南で国道4号線バイパス以東（中田小学校区の一部を含む）の地域 （定員60名程度）

※応募状況等により、定員は増減する場合があります。

※上記の「定員」とは2・3号定員を示しています。

※各小学校区の範囲・住所については、「せんだいくらしのマップ」の『教育・子育てマップ』をご参照ください。

（参考 URL） <http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/select.asp?dtp=233>

なお、優先整備地域以外の地区については、以下の全てに該当する場合のみ審査します。

- 優先整備地域の案件を決定した上で、総定員240名に不足があること
- 優先整備地域に隣接しているなど、一定の保育需要が見込まれること
- （補助事業の場合）優先整備地域の案件を決定した上で、予算に余剰があること

○既存事業（小規模保育事業、認可外保育施設等）からの移行の場合

- 「優先整備地域内であり、（移行前と比較して）3歳未満児の定員増が図られる場合」に限り、補助事業として審査します（補助金の詳細は後述の（5）を参照のこと）。
- 優先整備地区内であっても、3歳未満児の定員数が変わらない場合は、自主整備の場合のみ応募を受付いたします。
- 優先整備地区外については、定員の増減によらず、自主整備の場合のみ応募を受付いたします。
- いずれの場合においても、後述の「3 事業選定・採択に関する考え方」で示す審査を経て採択可否を決定いたします。

【立地にあたっての条件】

- ・ 保育所等の開設について、地域住民や町内会等から理解を得られるような立地条件であること。
- ・ 良好な保育環境を確保できる周辺環境であること。

(2) 応募資格

応募者について、社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等の種類は問いませんが、下記に該当する法人を対象とします。

- ① 仙台市の保育行政を理解し、児童福祉事業に熱意を持ち、積極的に協力いただける方であり、保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した保育所運営ができる法人。
- ② 過去の保育所・地域型保育事業者の公募及び施設整備において不誠実な対応を行うなど、運営者として市が不相当と認める事由を有しない法人。
- ③ 現在経営している事業の運営内容及び財務内容が適正であり、過去 3 年間の決算状況において 3 年連続して赤字ではないこと。

※社会福祉法人及び学校法人以外の法人が応募する場合は、「保育所の設置認可等について(平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知)」の第 1 - 3 - (3) の基準に留意の上応募すること。

※幼保連携型認定こども園整備については、社会福祉法人及び学校法人のみを対象とします。

(3) 整備手法

次の二つの整備手法のいずれも可とします。ただし、法人の種類によっては補助制度の対象とはならない場合もあります。((5) 補助制度・補助金参照)

① 保育所等の新築整備

応募者が土地を確保(自己所有・借地のいずれも可)して、園舎を新築整備するもの

② 賃貸物件を活用した保育所等整備

応募者が、賃貸物件の建物を改修し、保育所等を整備するもの

※工事の着工にあたっての入札・契約関係事務は、本市の取扱に準じた事務手続きで進めていただきます。

※補助金の対象経費は、本市が補助金内示を行った後に契約したものについてのみ対象となります。(実施設計、工事契約、備品購入等)

(4) 建物の規模・施設内容等

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)、「仙台市児童福祉法の施行に関する条例」、「仙台市私立保育所設置認可要綱」、建築基準法及び建築基準法施行令・消防法等の関係法令に定める基準に従ってください。

(「参考資料：認可保育所の整備について」を参照してください。)

(5) 補助制度・補助金

国の整備補助事業の対象となる事業及び補助金額

令和3年度の国の整備補助事業は現時点で未定です。今後変更となる場合があります。令和2年度における補助内容は次のとおりになります。

①保育所等整備交付金交付要綱に基づく保育所等整備事業

「(3) 整備手法①」に該当する整備事業。社会福祉法人及び学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る）が対象^{※1}です。

対象経費：土地の買収，整地に関する費用を除く整備費用

補助金額：定員・整備手法によって異なりますが、概算で以下のとおりです。

定員 60 名	土地所有，特殊付帯工事有	…	143,134 千円
定員 60 名	土地賃借，特殊付帯工事無	…	166,005 千円
※上記は補助基準額です。補助対象経費の4分の3と比較して どちらか低い方の額となります。			

※1…社会福祉法人や学校法人以外の法人でも，以下の要件をすべて満たす場合は，こちらの補助対象となります。

(1) 優先整備地域内であること

(2) 土地及び建物が自己所有（予定を含む）であり，駐車場，屋外遊戯場について「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」若しくは「仙台市私立保育所設置認可要綱」に定める基準を超える（駐車場については2倍，屋外遊戯場については1.5倍）面積を確保できること

②保育所等改修費等支援事業

「(3) 整備手法②」に該当する整備事業。すべての法人が対象です。

対象経費：事業を実施するために必要な工事請負費，原材料費，需用費（燃料費，印刷製本費，光熱水費及び修繕料），役務費（通信運搬費，手数料），委託料，使用料及び賃借料（敷金を除く。），備品購入費

補助金額：定員によって異なりますが，以下のとおりです。

定員 60 名	上限 6,000 万円の4分の3（最大 4,500 万円）
---------	-------------------------------

(6) 整備年度

令和3年度（令和3年4月以降工事着工）

(7) 運営の開始

令和4年4月1日

(8) 運営内容等

標準の開所時間（11時間）に加えて，最低1時間の延長保育を実施していただきます。（平日のみ）

3 事業選定・採択に関する考え方

提出された提案について、運営体制や保育に対する考え方、用地や施設の状況等を点数化して審査します。1つの優先整備地域に必要な定員数を超える複数の提案があった場合には、点数が高い方の提案を採択します。なお、1つの優先整備地域への応募が1件のみの場合も含め、審査において不適切と判断される内容があった場合は不採択となります。

なお、事業申請書の内容及びヒアリング等で内容が不適切と判断される場合、協議を中止させていただく場合があります。

なお、休日保育を実施していただける事業者は、評価に加点をさせていただきます。(実施にあたり、別途補助制度があります)

4 スケジュール

時 期		内 容
令和2年	11月27日	エントリーシート提出期限
	12月上旬～	エントリー状況公表・事務局ヒアリング
令和3年	1月中旬	事業申請書提出
	2月	書類審査（必要に応じ再度事務局ヒアリング）
	3月	事業者選定委員会、選定結果通知
	4月	施設整備補助金審査委員会
	5月	補助金内示
	6月～	建設工事
	12月～	新設保育所等を対象とした研修会 市の工事中間検査・補助金交付申請
令和4年	1月	認可・確認手続きに係る申請書類の提出
	3月	市の施設検査
	3月下旬	施設の審査等を経て認可・確認
	4月1日	開所
	4月～	事業実績報告・補助金支払

※日程は、変更となる場合があります。

5 提案受付

(1) 応募受付期間

令和2年10月26日(月)～11月27日(金)

※最終日は17:00まで(環境整備課必着)

(2) 提出書類

- ・令和2年度認可保育所・認定こども園整備事業エントリーシート
- ・法人の概要, 事業がわかる書類(任意書式 パンフレット可)
- ・整備予定地の概要がわかる書類(位置図, 登記事項証明書等)

※仙台市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。

※協議途中に不備や協議が不調となった場合は, その時点で協議終了となります。

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出先・問合せ先

〒980-8671

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎9階

仙台市役所 子供未来局 幼稚園・保育部 環境整備課

電話 022-214-8185

FAX 022-214-8784

メール kod006162@city.sendai.jp

6 留意事項

(1) 情報の公開

事業申請書等提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

また、事業申請書提出後の選考・選定過程に関する情報は、必要に応じ公表することがあります。

(2) 個人情報の取扱い

応募に際し記載された個人情報・法人情報は、本事業の事業者選定に関する範囲内のみで使用します。当該個人情報については、個人情報に関する法令、条例及び規程により適切に管理を行い、法令等による除外事項を除き、目的外利用及び第三者提供を行うことはありません。

(3) 基準等の変更の可能性への対応

今後国が示す制度の内容により基準等が変更となる可能性があります。変更への対応等については事業者の責任により行うこととし、市はその損害等を補償いたしません。

(4) 応募のための費用

応募者は、事業計画が採択されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。協議のために要した費用については全て応募者の負担とし、市は補償しないものとします。

(5) 提案の実施にあたっての調整等

保育所等整備に関しての関係機関・各種団体の調整については、事業者の責任において行っていただきます。

(6) 事前協議について

エントリーシート提出前の事前相談等のため来庁される場合は、電話で事前にご予約をお願いいたします。なお、事前協議は書類審査や決定の可否を行うものではありません。

事業の実施に際しては、地元建設業者等の積極的な活用について、ご検討をお願いいたします。また、宮城県では宮城県産木材の利用促進事業を行っています。こちらも合わせて活用をご検討ください。

宮城県 HP 「みやぎ材利用のススメ」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/miyagizai-riyonosusume.html>